



つなぎあわせる

近づく

情報



あーい 愛ちゃん と せーほう 希望くん
©中央共同募金会



赤い羽根
共同募金運動が
始まりました

埼玉県社協マスコット
「シャキたまくん」

つながりをチカラに



作品名 「動物達の舞踏会」 作者 長谷部 航輝さん (東松山市在住)



巻頭インタビュー

尊厳のある本人らしい生活を
継続するために

～ 成年後見制度の利用促進 ～

埼玉司法書士会 名誉会長

柴 由之 さん

カラフルな色使いや模様は、何かの資料を参考にしているわけではなく本人のオリジナルであるというから驚きだ。長谷部さんは毎日徒歩で通勤している。ウォーキングが好きなこともあり、運動にもなるため歩いて職場へと向かうそうだ。長い通勤時間の間に見る季節の草花や空気感が豊かな発想の材料の一つになっているのではないだろうか。長谷部さんの感受性の豊かさ、絵を描くことが好きだという想いの強さが、絵を見る側を魅了する。

全体のレビューは
こちら



埼玉県障害者アート
オンライン美術館

尊厳のある本人らしい生活を継続 するためには、成年後見制度の利用促進

成年後見制度利用促進法が施行されてから10年目を迎え、制度の理解も広がってきました。今回は制度の利用促進に長年取り組まれてきた司法書士の柴由之さんに、成年後見制度の現状や課題などについて伺いました。

**成年後見制度が施行されて今年で25年になります
が、制度の現状について、どのように捉えていますか。**

当初と比較して親族の関与が大きく低下していると感じます。例えば制度が開始した平成12年には被後見人のこどもや配偶者、兄弟姉妹などの親族が、成年後見人等を選任されたケースが全体の90%以上を占めていました。ところがその割合は年々低下し、昨年は17・1%でした。成年後見人等の候補者になることを希望した親族は21・3%でしたので、そもそも希望する親族が少なくなっていることが分かります。

また、申立人の割合を見ても平成12年には90%以上が親族で、市区町村長は0・5%でしたが、親族の申し立てが減少した結果、昨年は市区町村長の申し立てが23・9%でした。

被後見人のことを一番良く知っているのはこどもや配偶者ですので、私は親族が後見人になるこ

とが原則と考えてきました。しかし、頼れる親族がいない一人暮らしの高齢者が増えていることや、また近くにこどもがいたとしても、面倒なこととは専門職を頼るという流れに変わってきたことで、「成年後見の社会化」が進んできたという実感をもっています。

**成年後見制度に関して柴さんはどのようなことに
取り組まれてきたのでしょうか。**

まず平成11年に設立した（公社）成年後見センター・リーガルサポートには最初から関わっていて、埼玉支部の副支部長、支部長を務めました。リーガル・サポートは、司法書士を正会員とする全国組織で、裁判所が成年後見人等を選任する際、一定の研修を履修した候補者を推薦する役割などを担っています。

その一方で埼玉司法書士会の副会長、会長も務めました。こちらは成年後見に関する相談を行っ

埼玉司法書士会 名誉会長

しば よしゆき
柴 由之さん

1954年生まれ、熊谷市出身。熊谷高校、早稲田大学法学部卒。1993年司法書士登録し個人事務所を開業。2009年（公社）成年後見センター・リーガルサポート埼玉支部長（3期）。2005年埼玉司法書士会理事、2015年5月から2019年5月副会長（2期）、2019年5月から2025年5月会長（3期）。





ているほか、利用促進のための出前講座なども実施しています。司法書士による後見人のなり手不足は司法書士会の課題でもあります。

また、「成年後見制度利用促進基本計画」を県内で円滑に実施することを目的として、平成30年に弁護士、司法書士、社会福祉士と連携して「埼玉県三士会協議会」(以下、三士会協議会)を立ち上げました。私が所属する熊谷支部は令和元年にいち早く三士が集って意見交換会を開催しました。その中でこの制度の利用を促進する目的について、今必要な人に行き渡っていない状況を変えていくためであり、「必要な人が利用できる」がキーワードだと再確認しました。この目的は現在も変わっていないと思います。

成年後見制度の利用促進の要となる、中核機関の整備について、考えをお聞かせください。

中核機関は権利擁護が必要な人を支えるため、相談に応じたり、地域の関係者と話し合ったり、その人にとって必要な支援につなげる役割を担う「地域連携ネットワーク」となります。この機関は、新規に立ち上げるのではなく、市の担当者、市協、専門職、民生

委員・児童委員などが集まる既存の権利擁護や福祉関連の協議体に、機能を付け加えていく形で整備していくことも一つの方法だと思います。これらの関係者が連携できる場を設けて問題意識を共有し、「後見が必要な人を発見し、適切に支援に結びつける仕組み」をつくる。そこまでできれば中核機関だといえます。

役割として広報、相談、利用促進、後見人支援の4つの機能を持つとされていますが、最低限、広報と相談機能は必要です。また支援が必要な人が増加している一方で、支援する人材は不足しているので、地域で担い手を養成する取り組みも期待したいところです。

市民後見人(※1)や法人後見(※2)など担い手の確保・活躍支援にあたり、必要なことについてお話しください。

市民後見人になるためには、まず養成研修を受講した後、社協の法人後見等における支援員として、後見業務などの経験を積んでから初めて後見人名簿に登録されるので、選任までに4、5年かかってしまいます。時間がかかりすぎるのが選任が進まない大きな要因ではないでしょうか。

期間を短縮するための方策として、専門職が財産管理を担い、市民後見人が身上監護を担う「共同受任方式」の導入も考えられます。私自身、多くの方の後見人を務めています。遠方の方もいるために頻繁に訪問することは難しい状況です。近隣の市民後見人の方が定期的に訪問していただければ、ご本人のためにもなりますし、我々にとってもメリットがあります。

一方で、住民にとって身近な社協による法人後見が広がることも大切です。どこの社協も後見業務に人手を割くことが難しい状況だと承知していますが、業務を行う上で困りごとがあれば地域の専門職に相談してください。近くに専門職がない場合、三士会協議会でも相談を受け付けます。多くの社協が法人後見に取り組みられ、県内のどこにいても必要な支援を受けられる体制が整備されることを期待しています。

現在、国において制度を見直す検討がされていますが、どのようにお考えですか。

見直しについては法務省の法制審議会が6月、中間試案をまとめました。例えば現行の制度では利用を開始すると本人が亡くなるまで止めることができませんが、申立ての目的である不動産売買などの法的な支援が終わった時点で止めることができる案が検討されています。

途中で制度の利用を止めた場合には、預金の管理などの支援を行う受け皿をどうするかが課題となりますが、社協の日常生活自立支援事業や地域の福祉的な支援を活用するなど、司法と福祉の連携によりご本人を支えていくことが求められてくるのではないかと考えています。

※1 市民後見人 弁護士や司法書士などの資格をもたない、親族以外の市民による成年後見人等であり、市町村等の支援をうけて後見業務を適正に担う

※2 法人後見 社会福祉法人や社団法人、NPO法人などの法人が成年後見人等になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと

さまざまな団体の
キラリとした活動を紹介

多分野の社会福祉法人が連携して 地域を支える「オール飯能」の活動

飯能市社会福祉法人地域公益活動等連絡会（飯能市）

飯能市内の社会福祉法人で設立した「飯能市社会福祉法人地域公益活動等連絡会」（以下、連絡会）。飯能市社会福祉協議会（以下、飯能市社協）が事務局となり、高齢、障害、児童などの福祉事業を展開する法人が、それぞれの専門性や強みを生かしながら、地域課題の解決や福祉教育の推進に取り組んでいます。

2016年に社会福祉法が改正され、社会福祉法人の「地域における公益的な取組」が責務とされたことに加え、第3次はんのうふくしの森プラン（第3次飯能市地域福祉計画・第4次飯能市地域福祉活動計画）および飯能市介護予防・生活支援サービスの充実に関する提案書に社会福祉法人への期待が記されました。近年、現状の制度では対応できない新たな福祉課題が次々と顕在化してきており、さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大は、さまざまな福祉課題をより一層深刻化させました。そこで、飯能市に9つある全ての社会福祉法人それぞれが持つ強みや特徴を集結し、「オール飯能」

生活困窮者の支援活動や福祉教育への協力

連絡会はまず地域課題について話し合いを重ね、2023年3月にコロナ禍によって急増した生活困窮者の方への支援活動「あったか♡バンク飯能」に取り組むこととしました。9法人が職員から食品や日用品などの寄付品を集めて無料配布する事業です。初回は、各法人からの拠出金を活用して食品を追加購入し、配布しました。

困窮者に周知する方法が課題でしたが、飯能市社協が相

談支援やフードパントリーなどの活動を通して、日ごろから生活困窮世帯とつながっていたことから効果的な周知活動ができました。

また児童分野の法人は、園児や保護者と日常的に関わるなかで把握していた困窮世帯に個別に声を掛けました。

1回目から30世帯が利用し、感謝の声が数多く寄せられたことから、年1回継続的に開催しています。

「多様な分野の法人が連携し、地域のさまざまな方を支援できるのは、連絡会の強みです」と同連絡会幹事長の藤野陽介さんは言います。

また、連絡会は福祉教育の推進にも関わっています。市内の小学校から「障害者支援について学びたい」「高齢者福祉をテーマに」といった依頼があると、飯能市社協と一緒に、テーマに関連する法人の職員が学校に出向いて講師を務めています。

さらに一昨年から市役所と社協の新人職員に向けた福祉研修を開始しました。車いす体験を高齢分野の法人が担当し、障害者への理解を深める



市内の大学から依頼を受けて車いす講習会を開催。学生の参加者は基本的な操作のほか、スクールバスの昇降も学びました。

ワークショップを障害分野の法人が担当しています。参加者から「業務の中でも役立つ」と好評を博しています。

新たな取り組みについて、連絡会では、全国的に自然災害が多発しているなか、災害発生時に9法人がどのように連携して助け合うことができるかを検討していきたいと考えています。

最後に複数法人で公益活動を行う意義について、飯能市社協の原口大雅さんに伺いました。

「法人単独ではできないことも、多分野の法人同士がつながることで、取り組みや検討が可能になります。連絡会では、このつながりを力にして地域の課題解決を目指し、地域の支えとなっていきたいと考えています。」



市内の9つの社会福祉法人（おぶすま福祉会、京悠会、埼玉現成会、名栗園、はなみずき会、武州清寿会、むさしの福祉会、弥生会、飯能市社協）で構成される「飯能市社会福祉法人地域公益活動等連絡会」のメンバーが集合！

福祉の魅力・やりがいを
言葉にすると？

福祉への想いを
聞きました！



Q1 この言葉を選んだ理由を
教えてください。

藤野さん

就職活動中の方から「福祉の仕事をするにあたって、何が必要ですか？」という質問をよく受けるのですが、私は「やさしささえあれば、この仕事はできますよ」と答えることにしています。困っている人に対して手を差し伸べるというやさしい気持ちを持つている方であれば、心配無用です。ぜひ福祉の業界に入って活躍してください。

原口さん

今、コミュニティソーシャルワーカーとして活動していますが、地域の方の想いや自分の想いを形にできることが福祉の魅力だと実感しています。また地域の方の想いを聞いたり、自分の想いを伝えたりしながら、安心して暮らせる地域づくりのために仕事ができ

ることにやりがいを感じています。今後も「想い」を大切にして、地域福祉の推進に取り組みたいと思います。

Q2 地域住民の方にメッセージをお願いします。

藤野さん

お困りごとがございましたら、どんなことでも気軽に声を掛けてください。当法人は多角的な事業を行っております。たとえば高齢福祉以外のご相談であっても、関係機関や他職種につなげることもできます。

原口さん

社会福祉協議会はいろいろな暮らしの困りごとの相談に応じることができる機関ですので、ぜひお気軽にご相談ください。窓口に来ていただいても、電話でもメールでも受け付けています。

飯能市社会福祉法人地域公益活動等連絡会

幹事長

社会福祉法人 名栗園
総合ケアセンター太行路
副施設長

事務局

社会福祉法人 飯能市社会福祉協議会
地域福祉推進係
主事

ふじの ようすけ
藤野 陽介さん

はらぐち たいが
原口 大雅さん

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償！！

令和7年度

ボランティア活動保険

商品/パンフレットは
こちらから
(ふくしの保険ホームページ)



保険金額・年間保険料（1名あたり）

団体割引20%適用済／過去の損害率による割増適用

保険金の種類		プラン	基本プラン	天災・地震補償プラン
ケガの補償	死亡保険金		1,040万円	
	後遺障害保険金		1,040万円(限度額)	
	入院保険金日額		6,500円	
	手術 保険金	入院中の手術	65,000円	
		外来の手術	32,500円	
	通院保険金日額		4,000円	
賠償責任	地震・噴火・津波による死傷		×	○
	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円(限度額)	
年間保険料			350円	500円

<重要>

- ◆基本プランでは地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。
- ◆年度途中でご加入される場合も左記の保険料となります。
- ◆中途脱退による保険料の返金はありません。
- ◆途中でボランティアの入替や、ご加入プランの変更はできません。
- ◆ご加入は、お1人につきいずれかのプラン1口のみとなります。



ボランティア行事用保険

(傷害保険、国内旅行傷害保険特約傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償

(傷害保険)

福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は、「ボランティア活動保険パンフレット」にてご確認ください。●

団体契約者

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事
保険会社〉

損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課

TEL:03(3349)5137

受付時間：平日の9:00～17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

取扱代理店

株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL:03(3581)4667

受付時間：平日の9:30～17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)

権利擁護について考える (その1) ～身寄りのない人の支援について～

埼玉県社会福祉協議会 権利擁護センター

人口の高齢化とともに、世帯の細分化、単身化が進んでいます。単身で暮らす高齢者等の中には、身寄りのない人がいます。地域社会において、身寄りのない高齢者等をどう支えていくのか、最近の動向も含めて解説します。

単身世帯は現代社会のスタンダード

単身世帯は世帯構成の3割以上と最も多く、現代社会のスタンダードと言われています。高齢化が進む中、高齢の単身世帯も増加しており、この傾向はこの先数十年続くと見込まれています。

頼れる人がいないことの不安…「身寄り問題」

身近に頼れる人がいない方は、病気になった時や介護が必要になった時のこと、さらには死後のことなど、さまざまな不安や心配ごとを抱えており、そのことで地域の相談窓口を訪れる人も増えています。これは「身寄り問題」とも呼ばれ、現在の福祉制度では、こうしたニーズに対応することが難しく、多くは民間を中心とした身元保証等のサービスを利用しています。一方、低所得の人は利用しづらい、サービスを提供する上でのルールが明確でない、事業の継続性に不安を感じる、といった課題が指摘されています。

利用の目安となるガイドラインの策定

国では、令和6年6月に「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」を策定しました。ガイドラインでは事業者が留意すべき事項を規定するとともに、利用者が事業者を選ぶ際の目安になるよう、チェックリストも添付されています。

新たな仕組みづくりの提案

今後は、一人暮らしや、身寄りのない方々が住み慣れた地域の中で、安心して生活できる仕組みづくりが求められています。

国では、令和6年6月に、「地域共生社会の在り方検討会議」を設置しました。この会議では、「身寄り問題」についても取り上げてきました。令和7年5月には中間とりまとめが公表され、社会福祉法を改正して、身寄りのない高齢者等に対する支援の制度を新しく作ることも提案されています。今後の審議の経過は下記の二次元コードから確認することができます。



地域共生社会の在り方検討会議



社会保障審議会(福祉部会)

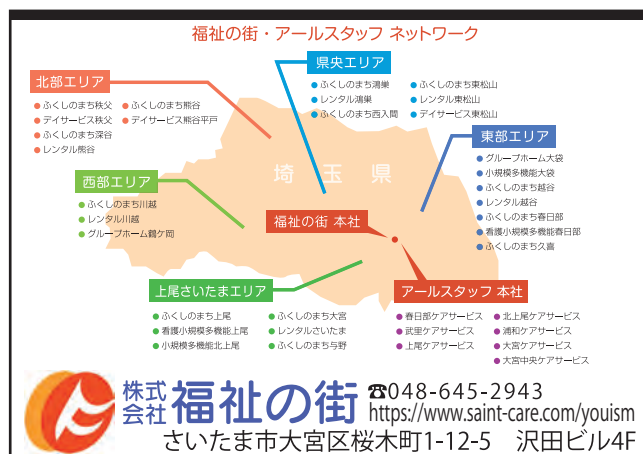


2024(令和6)年
国民生活基礎調査の概況

介護のことなら何でもお気軽に
ご相談ください！

福祉用具のレンタル・販売 / 住宅改修

Silver
HOXON シルバーホクソン
 通話無料 ロゴ ヨロシク
0120-65-4649 川口市中青木 2-22-34





埼玉県社協の若手職員にインタビュー

現在の担当業務と
今後の抱負を聞きました！

県社協の
取り組みを紹介

私たち今年入職しました。よろしくお願いします！



地域福祉部
地域連携課

てらもと りよ
寺本 鈴世

私は主にヤングケアラー支援と市町村社協の活動支援を担当しています。ヤングケアラー支援では、地域福祉活動者向け研修の企画運営や市町村社協への助成事業を、市町村社協の活動支援は、取組状況調査や各種研修を行っています。また、広報誌SAIの編集もしています。

研修の参加者や市町村社協の職員の方をはじめ、地域福祉に携わる方と関わる機会が多いため、研修・社協支援の両面で一緒に考える姿勢を大切に、より多くの方と関係を構築し、本会のキャッチフレーズである「つながりをチカラに」を実現していきます。



地域福祉部
地域活動支援課

むらた じゅんいち
村田 純一

私は地域活動支援課に所属し、主にこどもの居場所づくりの推進やボランティアの支援等の業務を行っています。なかでも、こども食堂・未来応援基金を活用した食料支援事業では、夏休み中給食が無いため、経済的な理由で食に困っているこどもたちへ、学習支援を行う各団体を通じて食料品を配布しました。企画や調整等大変なこともありますが、団体や市町村社協の皆さまから寄せられるこどもたちの反響が励みになっています。

今後も、現場に足を運び、こどもたちや支援者の皆さまのニーズに適切に応えられるよう努めます。



地域福祉部
地域活動支援課

はら まゆき
原 舞雪

私は県内における福祉教育の推進を図るために、福祉教育推進員連絡会や地域福祉推進プラットフォーム支援事業等を担当しています。

福祉という言葉からは、何か困りごとがある際の支援をイメージされやすいですが、福祉教育では**ふだんのくらしのしあわせ＝ふくし**であるという言葉添えて、福祉を我が事として考えてもらえるよう取り組んでいます。

地域共生社会の実現に向けて、地域で支え合いながら一人一人がその人らしく生きていくことの大切さを伝えられるように、市町村社協の方々と連携しながら県内の福祉教育の推進に努めていきます。



生活支援部
資金課

かみな なおき
神永 尚輝

私は主に生活福祉資金貸付制度を担当しています。貸付の相談と申込窓口を担っていただく市町村社協を通じて、民生委員・児童委員、福祉事務所や自立相談支援機関等とも連携しながら、貸付を希望する世帯を支援しています。

さまざまなケースに関わるなかで、福祉に関する見識を広げ、よりよい支援ができるよう尽力します。

本会ではこどもが経済的理由により進学を断念することがないように教育支援資金の利用を促進しています。学費でお悩みの方は、是非ご相談ください。



福祉人材センター
福祉人材課

いしかわ あやの
石川 綾乃

福祉人材課は、福祉の仕事の無料職業紹介を行っている部署です。

私はこの部署で主に求職者や学生に福祉の仕事についてのガイダンスや就活フェアの企画、運営を行っています。

福祉現場で活躍されている方と接する機会も多く、利用者や地域住民の役に立ちたい！という情熱をもって働いている方がたくさんいることを知りました。

そんな素敵な人たちが働いている福祉業界の魅力を多くの人に伝え、一人でも多くの人に福祉の仕事に興味を持っていただけるように尽力いたします。



福祉人材センター
育成資金課

いざわ ななみ
井澤 七海

私は福祉人材確保のため、資格取得を目指す学生の修学資金や介護・保育分野に就職する方へ向けた準備金などの貸付を行っています。

多様な貸付の中で利用者とのやりとり等を通じて、自身の業務が多くの方の生活の向上につながっていることを実感でき、大きな励みになっています。

誰もが住みよい福祉のまちづくりに貢献するため、今後も日々知識と経験を積み、信頼のおける職員を目指し尽力してまいります。

こども食堂やフードパントリー実施団体に冷凍庫を寄贈しました

社会福祉法人の協働により社会貢献活動を実施している、「埼玉県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会」(以下「推進協」)では、これまで文房具の配布等により、こどもの居場所づくりを支援してきました。

今年度は新たに、県内のこども食堂やフードパントリーの実施団体を応援するため、埼玉県子ども食堂ネットワークおよび埼玉フードパントリーネットワークの協力のもと、冷凍庫を希望する団体を募集し、14団体に寄贈しました。

推進協では、今後とも、地域の福祉課題の解決に向けて、“オール社会福祉法人”で社会貢献活動に取り組んでまいります。

団体からの声



冷凍食品の支援が増加する一方で、保管スペースの都合から受け取れないこともありました。このような支援は大変ありがたいです。



夏の時期は食材に限らずアイスなども支援していただけるので、冷凍庫があるととても助かります。

不登校児童向けにお弁当を配達する取組を実施しており、扱う食材の量が増え、保存に苦慮していました。冷凍庫があると、野菜なども多く保存でき、食品ロスを心配することもなく安心です。



生活支援課 TEL 048-822-1249

赤い羽根だより

令和7年度共同募金運動が始まりました

10月1日より、共同募金運動が展開されています。皆さまからご協力いただいた募金は、下記の事例のように、県内で実施する福祉活動や、社会福祉施設に必要な備品類の購入費用などに活用されています。

今年度も共同募金へのご協力をよろしくお願いします。

元気が出るふじさわ未来ネット(入間市) 地域住民を対象にしたものづくり教室の開催

居場所がないと感じながら毎日を過ごすことに悩み、高齢者の居場所づくりとして、竹を使ってものづくりを行う活動団体を立ち上げました。



多くの高齢者が楽しく活動が続けられて、作製した「竹あかり」は地域の祭りなどで設置され、イベントを盛り上げました。

今後も定例的な活動により、高齢者同士や地域の住民とのつながりを深め、元気で住み続けられるまちづくりに役立てる活動を続けていきます。

社会福祉法人川の郷福祉会 レモンカンパニー(三郷市) 就労支援事業用車両の購入

資源回収で使用していた車両が古くなり、故障が増えていました。そのたびに修理をして使用を続けていましたが、修理のあいだは資源回収作業に出られないということが起きていました。助成金で新しく購入した車両は故障の心配がなく、安心して資源回収が行えます。

寄付をしてくださった皆さん一人一人の気持ちが詰まった車両を大切に使用させていただきます。本当にありがとうございました。



埼玉県共同募金会のホームページでは、本会オリジナルデザインのクオカードや図書カードNEXT、また、北海道共同募金会が取り扱う寄付金付きグッズなどを申し込むことができます。それぞれ在庫数に限りがありますので、ご希望の方はお早めにお申し込みください。



募金グッズ申し込みページ



社会福祉法人埼玉県共同募金会 年間を通して助成要望を受け付けています。

〒330-0075 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ内
TEL 048-822-4045 FAX 048-824-9819

赤い羽根さいたま

ネット募金
受け付け中!

